

石川県国民健康保険財政安定化基金条例の改正について

国保法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

(改正内容)

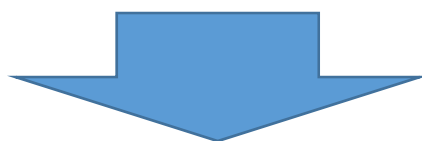
国保財政安定化基金の用途追加

(経緯)

○国保制度改革(H30～)時

国保財政安定化基金を設置(全額国費)

用途:国保特別会計に財源不足が生じた際に市町に対して貸付・交付
(財源不足がなかったため活用実績なし)



(課題)

基金の用途が限られているため、
繰越金を基金に積み立てて活用できない



○改正(R4.4.1 施行)後

新たな用途:国保特別会計の年度間の財政調整

・後年度の市町の納付金額の伸びの抑制に活用可能

・R4 年度中に R3 年度からの繰越金(見込額:20 億円)を積立予定